

令和元年度第2回八戸市虐待等防止対策会議 会議概要

▼開催日時・出席者

日 時：令和2年1月21日（火） 14：00～15：00

場 所：八戸市公民館講義室

出席者：以下のとおり

【出席者（計17名）】

出席委員（11名）	加藤 勝弘	上村 由美子
	湖東 正美	最上 和幸
	蒔田 増美	山内 一広
	武部 悦子	小澤 一雅
	安田 真	田頭 初美
	小西 秀明	

欠席委員（4名）	高橋 育子
	清水 博己
	水谷 歩未
	黒澤 徹

関係部職員（2名）	豊川 福祉部長兼福祉事務所長
	中里 福祉部次長兼高齢福祉課長

事務局（4名）	三浦 子育て支援課長
	子育て支援課 職員3名

▼会議内容

■次第

- 1 開会
- 2 案件

(1) 第2次八戸市配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画の策定について

- 3 閉会

■議事の概要

配偶者からの暴力及び被害者の保護等に関する法律等関係法令の改正を踏まえた改定作業を行うに当たり、計画の素案について委員に提示し、意見聴取や協議を行う目的で開催したもの。

■案件の内容

案件(1)第2次八戸市配偶者からの暴力及び被害者支援計画の策定について、資料1、2により、子育て支援課三浦課長が説明

■主な質問・意見

- (委員) 参考資料3について、男女別相談件数が分かっていたら教えていただきたい。
⇒(子育て支援課) 男女別の相談件数については公表していない。
- (委員) 全国的には男性相談の割合が14%という資料も出ていたが、八戸市としては公表していないということではいか。
⇒(子育て支援課) 今後参考にしたいと思う。
- (委員) パブリックコメントを行う際には、旧計画や改定の考え方などについてもオープンにして、意見を集めるのか。
⇒(子育て支援課) パブリックコメントを行う際は、改定の考え方や備考欄についてはない状態で提示しようと考えている。
- (委員) 資料2-2頁“改定の考え方・「学校訪問等」は、…(省略)これらの通じて支援を実施。”は、“これらを通じて”に修正が必要である。
資料2-3頁、現状と課題の“子供にとっては、精神不安定により…(省略)”の部分は、児童虐待防止法においても、面前DVが心理的虐待にあたると規定されていることから、“子どもにとっては面前DV(心理的虐待)に当たるため”と書き換えたほうが良いのではないかと。その方が市民に面前

DV が児童虐待であることを広く知らせることができると考える。

資料 2-5 頁、旧計画の基本目標 3（2 行目）、「被害者に支援を行ううえで」の「うえ」は平仮名で良いのか。

⇒（子育て支援課）はい、ありがとうございます。

○（委員）資料 2-1 1 頁、基本目標の部分で、リーフレットが無くなり、カードだけ残すということだったが、前回計画を策定してから今まで、リーフレットやカードによる周知でどういった効果があったかを教えてほしい。

⇒（子育て支援課）リーフレットは八戸市では作っていない。広報については、広報はちのへで事例を出しながら相談窓口について周知しているのが現状である。そのほか、DV 相談窓口について記載したポケットティッシュを庁内女性用トイレに設置し個別の周知をしている。（※現状としては、ポケットカードを設置、ポケットティッシュを児童虐待防止推進月間に合わせて窓口やショッピングセンターで配布している。）見直しに当たっての考え方だが、リーフレットを 1 万部作ったからそれで良いということではなく、その効果がどれだけあるかが重要である。我々が今一度原点に立ち返ったときには、リーフレットは配ればそれでおしまいになってしまうし、限定的なものにならざるを得なかったりする。また、場所についても市役所に加え、学校、幼稚園にも協力いただいたとしても、必ずしもすべての方の目に届くものではないだろうという意見が出たため、それであれば、広報紙で頻度を増やしていったほうが、より広く市民に周知できるだろうということで、男女共同参画の広報紙も使いながら、周知していこうと考え絞ってきた。

○（委員）配偶者暴力支援センター設置についてですが、八戸市で設置した場合には、県のセンターはどうなるのか。

⇒（子育て支援課）あくまでも、県は三八の DV センターということになる。

○（委員）今現在、三八県民局に設置している DV センターは、八戸市内と三八管内（三戸郡）を主に管轄しています。断言はできないが、八戸市内に DV センターが出来れば、基本的には八戸市民は八戸市の方ということになる。既に来所した場合などは一度相談を受け付けてという流れになると思う。分けるということであれば、分からなくないが、県でもやっています。市でもやっていますとなると、二重行政でもったいないという印象。八戸市の意欲は良いと思うが。そういったところで、市民から指摘を受けないだろうか。

⇒（子育て支援課）なぜ DV センターの設置を考えたのかについてだが、現状は相談を受けた証明書を八戸市では発行ができないが、DV センターや八戸警察署では本人の申し立てで証明書を発行し、その証明書をもって住民票の閲覧制限をかけたとか、被害者の支援をするために必要な措置をするための重要な書類になる。今であれば、手間でも八戸警察署に行ってください。尻内に住んで

いる人であれば、帰りに合同庁舎へということが可能だが、田向に移ることを考えたときには、例えば、そこにDVセンターがあり相談を受けつけました。その事実で証明書を発行する。そして、関係機関の手続きをとるという流れが理想的であると考えている。

○（委員）八戸市の受付分ということで、100件前後の受付をされていると思うが、相談者が何でこの窓口を知ったかというところの確認を今後してみてもどうか。

また、学校でDVのポスターを掲示するというのは違和感があるため、例えば保護者宛ての書類として配布するなどといった方法を検討してはどうか。児童虐待でも家庭での体罰の禁止が盛り込まれたため、それにあわせてDVも保護者宛ての資料として配布してはどうか。

基本目標3で、“追跡の危険が低い場合には母子生活支援施設を検討する”という文言があるが、通常、母子生活支援施設は避難する場所であり、追跡の可能性があるので避難するというのが一般的である。先ほどの説明だと、危険が低い場合には“市内の”となるだろうし、逆に、危険性が高い場合には、“市外の”施設という風になるのではないかと思う。この文章では誤解を招く恐れがある。

⇒（子育て支援課）良くも悪くも抽象的な表現であることが、分かりにくくもあるし、現に個別の事案をみて、子どもがいるかどうかということも母子生活支援施設への入所が必要かの判断に関係してくる。追跡のリスクが高い、低いという判断は非常に難しい。被害者の方の意向を確認したうえで、DVを受けているが、追跡の可能性はなく、場合によっては加害者が収監される場合もあることから、市内、外というのは入れにくい。

○（委員）この文章は、子どもがおり危険性が低い場合は母子生活支援施設と読み取れるためそれであれば変えたほうが良いと思う。子どもの有、無。追跡の危険可能性等を考慮し、母子生活支援施設等と連携するとか、そのような感じで変更してはどうか。

⇒（子育て支援課）検討する。

○（委員）計画の基本の基本目標3 重点目標4、現状と課題5行目の“県による一時保護が行われるまでの間”という表現だが、細かく見ると、配偶者暴力支援センターを設置すれば、一時保護は八戸市になると思う。そうなると、片や設置する。しかし、一時保護は県によるというところで矛盾が生じる。設置時に再度見直すならよいが、そのあたりはどう考えているのか。

⇒（子育て支援課）女性相談所と確認の上、対応したいと思う。

※市町村設置のDVセンターには「一時保護」機能はない旨確認し、委員へ説明済（1/22）

○（委員）先ほど委員より意見があった“子どもがおり、加害者からの追跡のリスクが低い場合は母子生活支援施設と連携する”という文言についてだが、まず一つは、子どもの有無、リスクが高い、

低いに関わらず考えられるのは、加害者から被害者を遠ざけるというところで、一つは一時保護所、あとは民間アパート、場合によっては障害施設、老人ホームの空き部屋。必ずしも母子生活支援施設に限定する必要はなく、処遇としては幅広いやり方があると思う。